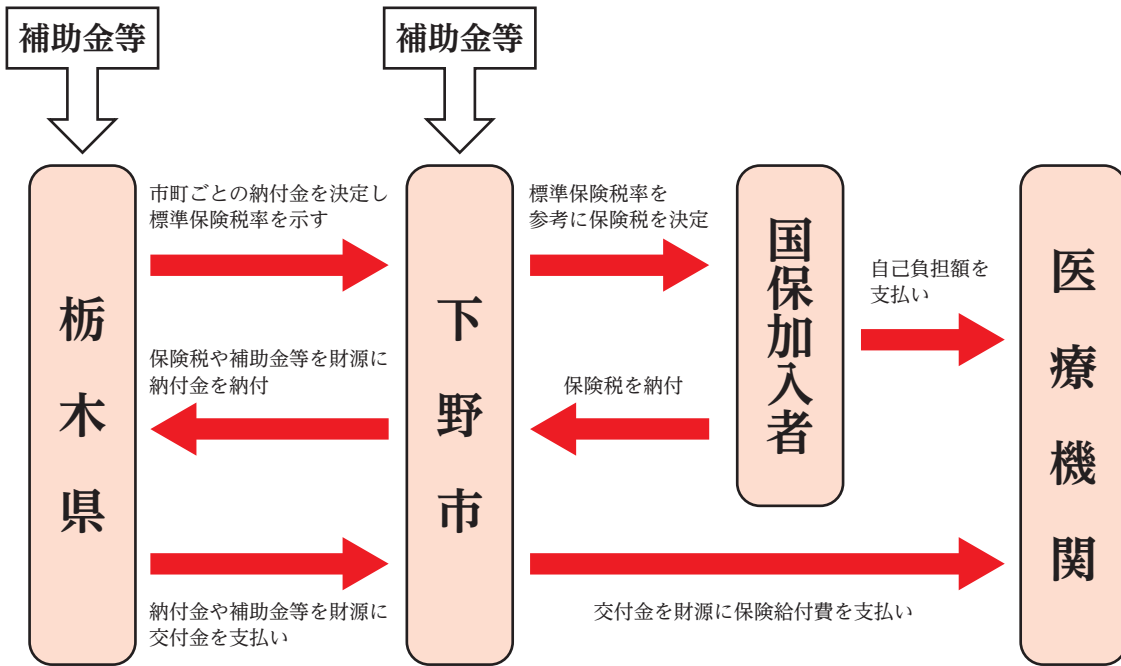


# 平成30年4月からの国保のしくみ



平成30年4月から  
国民健康保険制度が変わります

しもつけワイズ

「正解は③」

葉っぱに触れると幸運が舞い降りるかも・・・

国民健康保険は市町それぞれが保険者となって運営していましたが、将来にわたって国保を守っていくために、4月から栃木県もその運営に加わります。

財政運営のしくみは大きく変わりますが、みなさんの医療の受け方は変わりません。各種申請や届け出、保険税の納付はこれまでどおり市の窓口へお願いします。

### 制度見直しの内容

- 財政基盤の強化のため、国からの財政支援が拡充（全国で毎年3,400億円）されます。
- 県は財政運営の責任主体となり、国保運営の中心的な役割を担い、制度の安定化を図ります。
- 市町は引き続き、資格確認や保険税の決定、収納、保健事業などを担います。

### 高額療養費の多数回該当について

4月からは栃木県内の他の市町へ転居した場合でも資格は継続します。これに伴い、過去12か月以内に高額療養費の支給が4回以上ある場合に自己負担限度額が引き下げられる制度（多数回該当）について、栃木県内のほかの市町への転居で、転居後も同じ世帯であることが認められたときは、転居前の支給も通算して多数回該当の回数に含めることとなります。これにより、該当者の負担が軽減されることとなります。

### 被保険者証が変わります

今まで10月1日更新となっていた被保険者証が、平成30年から8月1日更新となり、様式も変わります。また、70歳以上75歳未満の方は被保険者証と高齢受給者証が一体化され1枚の被保険者証となります。新様式の被保険者証は7月下旬に各世帯へ発送予定です。

### 高額療養費の多数回該当について

県内の他市町へ転居

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
これまで	1回目	2回目	3回目	1回目	2回目	3回目	4回目
平成30年4月から	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目

ここから該当

問い合わせ先  
市民課

☎(32)8895